

第7回動物愛護管理のあり方検討小委員会ヒアリング結果の概要

<関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討）>

【トラフィック イーストアジア ジャパン】

- トラフィックは、世界30ヶ所ぐらいに拠点（本部は英国）を持っており、主にワシントン条約で規制された野生の動植物の取引の調査や監視を行っているNGOの団体。日本でもワシントン条約に日本が加盟した2年後の1982年からトラフィックイーストアジアジャパンが立ち上がり、希少な野生動植物の取引を中心に調査や監視を続けている。また、調査や監視した結果のレポートを出版したり、その調査結果をもとに政府に提言したりもする。
- 日本は、生きた哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類など多種多様な動物を海外から大量に輸入している輸入大国であり、その中にはワシントン条約の対象になっているような希少な野生の動植物、特に動物が生きたままペットとして取引されるということが世界の中でも有名な国。この一部には残念ながら密輸や違法な取引のターゲットになってしまっているという事例が今でもずっと続いている。
- 仮にワシントン条約に反して動物が日本に来た場合には、関税法や外為法によって差し止めが行われるか、もしくは国内に入ってきた後には種の保存法で裁かれるということになる。このような密輸や違法な取引によって取引されている動物というのは、輸送の環境がよくないなどの理由からそのうちの半分が死んでしまっているとか、少したったら全部死んでしまったというような事例もかなり多く見られる。
- 動物愛護管理法は、動物取扱業の登録というものを規定している唯一の法律。関税法、外為法、種の保存法という3つの法律に違反して違法な取引を行った業者に関しては、動物取扱業の登録が拒否される要件と登録の取消が行われる要件に加えることを要望させていただきたい。理由としては、不正なルートで入手される状況というのはその動物の取扱いが不適正な場合が非常に多いということ（密輸が行われるときは小さな箱や袋に隠して運んでくる等、動物にとって非常に負担が大きい）。これは動物愛護管理法の基本原則、あるいは目的そのものに反するというので、これは動物愛護管理法の方で処分を行ってもいいと考えるからである。
- （密輸が減らないのはなぜだと思うか、対策についてどう思うか、について。）違法な取引が終わらない理由はいろいろなところに原因があると考えられ、一概には申し上げにくい。トラフィックの活動として、税関職員に対して、例えばカメの種類でこのカメはワシントン条約に掲載されているかそうでないかの研修の手助け等はさせていただいている。また仮に国内に入ってきてしまった場合にその動物をどのように管理したらいいかについても提言させていただいている。
- （日本ではなく海外で動物を出すときに捕まって、現地の法律で罰せられるという情報は入ってくるか、について。）たくさん入ってくる。タイや米国で日本人が捕まり現地の法律で裁かれたという事例もよく耳にする。
- （密輸の一つの抑止力として仕入れ先等を明記させることについて。）野生の動物だと、原産国によっては輸出を禁止しているケースも結構多いことから、原産国を明記するというのは非

常に有効だと考える。現状でもたまたま書いてあるケースはある（どここの国のこの個体というのは、その個体の価値を上げる可能性があるため。）が、すべての個体にどこから来たものなのか書かせるというのは非常に有効な対策と考える。

- （密輸動物を売っているペットショップの店構え、について。）よくあるケースは、最初は誰でも入れるようなペットショップで、奥に入るとその違法な動物がいる、しかし特別な人しか入れないみたいなケース。また、インターネットなどでは、違法な種類の動物をそのままの名前で売るということはあまりなく、暗号を使うなりの方法で売っているケースがあると考え。
- （動物愛護管理法の動物取扱業は、現在は対象が哺乳類、鳥類、爬虫類なので、両生類及び魚類で種の保存法等に違反した場合には動物愛護管理法では取り締まれない、ことについて。）種の保存法の中には両生類や魚類も入っているので、法令を完全に違反した者は動物取扱業の登録を取り消すということであれば、両生類や魚類の違反もその範疇に入るのではないかと考える。
- （種の保存法、外来生物法、鳥獣保護法等の動物を取り扱っている関連法の連携について。）連携がとればよいなと考える。
- （密輸された動物たちのその後の行き場、について。）今、多分その問題が非常に大きな問題。違法に連れてこられてしまった動物というのは行き場がないというケースが多く、考えられる措置としては、動物園に引き取ってもらい、原産地に帰すというのがあるが、動物園も飼育するのにお金も人手も必要でありそれが十分にできていない、原産地に帰すことも選択肢としてはあるが、受け入れ側の準備ができていないという問題もあり実際に行われることはほとんどない。

<登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討）>

<動物取扱責任者研修の緩和（回数（や動物園水族館・動物病院の扱い）検討）>

【徳島県動物愛護管理センター】

- 今回の業務停止、登録取消に至る手法としては、勧告に係る命令に違反した、つまり法第19条第5号の「この法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき」として業務の停止と登録の取消を行っている（不適正な飼養等の基準遵守義務違反に対する勧告に係る改善命令に違反したという形で業務の停止、登録の取消を行った）。つまり2段階にやっている。法第21条の基準遵守義務の違反に直接かかった形で業務の停止と登録の取消を行ったわけではない（基準遵守義務違反として、直接的に法第19条第5号の「この法律に違反したとき」という形で業務の停止、登録の取消を行ったのではない）。
- 多頭飼育の崩壊、あるいは今回のような取消事例について、残される動物をどうやって救済していくのか、これが一番大きな問題である。
- 行政の目的は、あくまでも登録の取消ではなく、事業者における動物の適正な飼養のための改善、また、それができない場合の動物の救済にある。今回、事業者に廃業の意向がなく、動物の所有権にこだわったことから、最終的には登録の取消までに至ったが、仮に取消が直接的に容易にできるようになったとしても、行政目的が達成できるかは、事例によってもさまざま

な事例があるので、その効果が有効に作用するかどうかは不明のところが多いと考える。

- （取消や動物救済のための譲渡会の開催等に至るまでの職員の肉体的・精神的負担について。）
4月から7月までほぼ3ヶ月間、夏の暑い時期に犬の世話等を職員が交代で一生懸命やり、それは肉体的にもしんどかったが、精神的には、もう着々と行政処分をしていくんだと、粛々とやっていくんだということで、精神的な負担は特に感じなかった。
- （動物の救済にかかった経費を違反者に補償できないか、つまり、ある意味犯罪者が行ったことの尻ぬぐいの経費をなぜ住民の税金から払わねばならないのかと住民等から行政が訴訟を起こされる可能性もあり、また、業者サイドからすると経費をかけずに不用の動物の在庫処分ができたと考える可能性があること、について。）今回の方は、高齢で払えるような方ではなかったもので、生活保護のお世話も実は裏ではさせていただいた。たしかに住民からすればこういったことに税金を使うのは問題、業者サイドからみれば在庫処分をしてくれて助かったということは考えられ、これは私どもも今回非常に考えた。そこは、県の動物愛護推進協議会にかけて、動物愛護団体との協力、報道への資料の提供の仕方などを工夫したことによって、そういった批判はこれまで受けていない。
- （行政が二十数回立入して、本人がなかなか改善しなかったが、どんな点で改善が難しかったと考えるか、について。）この方は非常に高齢で、身体もあまり丈夫ではなく、90頭の動物の世話は夫婦で1日かかってもできない。できないことが徐々にたまって2年、3年たまっていったこういった形になったと考える。この方の性格や資質の部分も大きいと思うが。
- （最初から警察と一緒にこの事例について対応したか、について。）罰金が低いということもあり、警察は最初からは入っていない。告発することを見据えてその段階で警察と協議する。
- （勧告や命令の中に動物の頭数などのように具体的な改善方策を盛り込んでいるか、について。）動物の頭数の具体的な設定はしていない。適正に管理できる頭数にしなさいよという勧告の仕方。勧告書の別紙という形で、適正な清掃、保守点検など、いわゆる法の「細目」に係る部分について適正にしなさいよという形。
- （所有権を放棄してもらうのは非常に困難と思われるがどのように行ったのか、について。）4月の当初から7月まで約3ヶ月間、毎週、週1回又は2回、この業者さんに接触している。そうした中で、人間関係、信頼関係と構築し、所有権を放棄させるような方向に持って行った。また、所有権の放棄は、誰に対してするのかというので、動物愛護推進協議会会長と動物愛護管理センターと両方に書かせた。
- （罰金を引き上げれば警察もより動きやすくなるかと考えるか、について。）罰金を引き上げれば、業者側に対しても抑止効果は当然期待できると考えるし、また、警察も取扱いやすくなるかと考える。
- （廃業してもまた再開するケースもあるがどうすれば防げると考えるか、について。）登録時の登録要件自体のハードルを上げる、許可制にする、法的に罰金を引き上げる、等の方法が考えられる。
- 徳島県では本件を契機に、動物取扱業の監視計画を策定し、その飼養頭数に応じて5段階レベル（100頭以上、50頭以上、10頭未満など）に分けて、監視回数を5年に1回、2年に1回、1年に1回、1年に2回以上など、昔の食品衛生法のような形で監視するようにしている。

<業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）>

<動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館（・動物病院）の扱い）検討）>

【(社)日本動物園水族館協会】

- 当協会は全国主要な動物園 89 と水族館 67 を有している社団法人。
- 今日の動物園・水族館の役割は、大きく分けて4つあると考える。一つは収集した動物の展示・飼育を通じて来園者に知的なレクリエーションを提供すること、また、こうしたことを通じて自然への関心を高める教育を行っていくこと、動物学等の研究を行っていくこと、最後に飼育繁殖動物の野生復帰などによって自然保護に寄与していくこと、こういう大きな4つの役割がある。また、動物園等はただ動物を飼養して展示する施設だけではなく、現在は、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存の場、あるいは地球や地域の環境を学ぶ環境学習の場としての役割が大きくなっている。また、人間性の回復や癒しの場としての役割も重要になっている。
- 当協会の要望としては3点ある。一つは、動物愛護管理法第10条に規定する動物取扱業に該当する施設となっているが、これを外してもらいたい（公的な施設が多く、単純に「業者」の範疇として取り扱われることの必然性がない、環境省の域外保全基本方針に基づくモデル事業の受託や経産省のワシントン条約関連緊急保護の受託など、単なる業者ではあり得ない立場と協力関係にある、等のため。）。二つ目は、同法第26条に規定する特定動物の飼養許可についても外してもらいたい（この規定は動物による人の生命、身体、財産への危害を防止するために知事の許可を定めたものと考えられるが、動物園・水族館は、特定動物や外来生物などを長期にわたり飼育する野生動物飼育の専門家集団であり、法の規定が想定するおそれには該当しないため。）。三つ目は、同法第22条に規定する動物取扱責任者についても外してもらいたい（動物取扱責任者の要件は、種別ごとに半年間以上の実務経験があること、1年以上教育する学校などを卒業していること、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的試験による証明を得ていることなどが挙げられているが、動物園・水族館の業務を行っていく上でこの要件を満たす職員は不可欠、等のため。）。また加えて、同法施行規則第13条第10号の規定に基づく各都道府県等への通知義務については、出発地と到着地のみにしていただきたい（動物園・水族館にとっての希少動物の移動とは、繁殖を目的とする種の保存事業の一環として、多くの場合ブリーディングローンにより実施しており、法が想定する移動には該当せず、円滑な種の保存事業に支障をきたす恐れがあるため。）。
- （動物園といってもいいところばかりとは限らない、動物取扱業から外するのであれば動物園法等を作る必要があるのではないか、について。）本来は動物園法みたいなものがあればいいと個人的には思うが、そういう状況ではない。かなり適切以上にやっているところもあるので、そういうところと一緒にするという法体系はいかがなものかということ。
- （同協会に加入していない組織に対して指導していくことは可能か、について。）当協会に加入しているところには様々な指導等を行えるが、加入していない団体に対してはそこまではやれない。
- （同協会ではこれまで除名等の措置を行ったことがあるか、について。）同協会では倫理要綱というものがあり、これにそぐわない団体があったが、倫理委員会を何回も開き、改善勧告等

を行い、いろいろ話合いも行ったが折り合いがつかず退会した例が、つい2、3年前にある。

- （同協会に加入していない地方自治体の村立とか町立の動物園の動物の扱い方、について。）当協会ではその数や実態も含め把握はしていない。
- （移動動物園について。）単純に移動させるから悪いとか、そういうわけではなくて、そのやり方と持って行く動物の種類と、通常飼育しているときの環境、その3つが適正に行われていれば問題ないとする。
- （野生動物を移動動物園で扱うことについて。）少なくとも当園ではやらせないし、野生動物はやはり適正に管理していくことを基本にしている。それをしないと何でも触っていいとか、何でも扱っていいというような誤解を与えるおそれもあるので、そのへんはしっかり説明して扱ってもらうというのが基本と考える。

<販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務事項の緩和の検討）>

【日本鳥獣商組合連合会】

- 当会は、現在では最盛期の5分の1程度の会員数となっている。
- 販売時の顧客への説明については、犬・猫のように1時間とか2時間とかの説明は、小動物で500円、1,000円で販売している動物については同様に行うことは困難。人獣共通伝染病、日常の手入れの方法、品種、平均寿命、給餌・給水の方法などは当然説明すべきと考えているが、例えば、ブンチョウでは性別は完全に雄か雌かを100%判断することは困難であり、また、産地の問題では、最初5、6羽仕入れて同じカゴに入れて、その後1羽売れ残ったら、そのカゴに他の産地の鳥を入れると産地が区別できなくなるので別のカゴで管理しなければいけない状況である。生年月日もしかりで、血統書があるわけでもなく何もなし。体重などもはかりに乘せられないので困難。体重はわからないため、持った感じで胸の肉のつき具合や重量感で判断するようにしてもらおうとかそういった説明は必要と考える。また、不妊治療なども小鳥に関しては除外になると考える。
- （説明義務の緩和と直接的には関係ないが、）小鳥や小動物の場合、特定の販売業者に販売するのであれば動物取扱業の資格が無くても販売できるようにしてもらいたい。愛好家で高齢者の生き甲斐、小中学生の情操教育のためにも繁殖をしてみたいということは楽しみの一つであり、1回の繁殖で数羽（匹）の出生は当たり前であり、現在ではこれを買取ることも餌と交換することも出来ない。
- 販売時説明は、書類では行っているが、口頭で長々で行うのは困難。販売店の多くの方は用紙を使用しており、当会でも販売時には読むように言っているが、すべての方が読むとは限らない。必要な説明は行っているが。
- （外国産の鳥について。）当店では、ジュウシマツ、インコ、ブンチョウ、キンカチョウなどを扱っているが国内で繁殖されたものがほとんど。ごく一部の販売店では輸入のものも扱っている。30万円前後の動物は90%以上の小鳥屋では売っていない、売る力がないところまで来ている。そういったもの（値段の高いもの）は犬に準ずる説明は当然必要だと思うが、インコ、ジュウシマツなどについては緩和をお願いしたいということ。